

# 告示

## 埼玉県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七号の規定により、入間第二用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和元年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	山崎順一	埼玉県川越市大字北田島百四番地
同	山下敏郎	埼玉県飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	埼玉県日高市大字高萩二千七十番地二
同	金子健	埼玉県日高市大字大谷沢三百二十四番地
同	古谷喜三郎	埼玉県狭山市笹井二丁目三十番十七号
同	宇佐美日出夫	埼玉県狭山市柏原七百六番地の三
同	小岩井義則	埼玉県日高市大字中鹿山三百六十六番地
監事	栗原勝	埼玉県川越市大字山城六十一番地
同	久保田慎一	埼玉県狭山市大字柏原千六百八十二番地
同	安藤俊吾	埼玉県日高市大字高萩二百六十三番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	齊藤修	埼玉県狭山市狭山五番十五号
同	鈴木弘	埼玉県川越市大字豊田本十番地
同	山崎順一	埼玉県川越市大字北田島百四番地
同	山下敏郎	埼玉県飯能市大字平松二百五十番地一
同	島村芳孝	埼玉県日高市大字高萩二千七十番地二
同	金子健	埼玉県日高市大字大谷沢三百二十四番地
同	古谷喜三郎	埼玉県狭山市笹井二丁目三十番十七号
同	宇佐美日出夫	埼玉県狭山市柏原七百六番地の三
同	小岩井義則	埼玉県日高市大字中鹿山三百六十六番地
監事	栗原勝	埼玉県川越市大字山城六十一番地
同	久保田慎一	埼玉県狭山市大字柏原千六百八十二番地
同	安藤俊吾	埼玉県日高市大字高萩二百六十三番地